

氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震の被災者の生活再建に向けて、空き家を活用して必要な住まいの確保を支援するため、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 令和6年能登半島地震により居住していた住家が損害を受け、被災証明書の損害程度が半壊以上の世帯又は市から応急住宅の提供を受けた世帯に令和6年1月1日時点の住民基本台帳において属する者（ただし、賃貸物件に居住していた者を除く。）
- (2) 住宅所有者 居住する住宅を所有する者。ただし、共有に係る住宅にあつては、持分が4分の1以上の所有者（持分が4分の1以上の所有者がいない場合は、最も大きい持分を持つ者）であつて、生計を一にする者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者に限る。
- (3) リフォーム工事 住宅所有者が行う居住の用に供する部分において、法人又は個人事業主と契約を締結して施工した増改築工事をいう。
- (4) 基準日 住宅のリフォーム工事が完成した日

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 被災者であつて、自らが居住する目的で令和6年1月2日から令和9年3月31日までの間に市内において空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事を行った住宅所有者

- (2) 基準日から1年以内にリフォーム工事を行った住宅に居住していること。
- (3) 申請者及びその世帯員が市税を滞納していないこと。
- (4) 申請者及びその世帯員が過去にこの要綱による補助金及び令和6年度において氷見市住宅リフォーム支援補助金要綱第4条第1号アの「被災者」としての補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、リフォーム工事に要した経費の2分の1以内とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額の上限を100万円とし、それを超える場合は補助金の金額を100万円とする。

2 次に掲げるリフォーム工事等の経費は、補助の対象としない。

- (1) 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- (2) 門、塀、その他の外構工事
- (3) 移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
- (4) 電話及びインターネット等の配線工事
- (5) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (6) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- (7) 住宅の解体のみ行う工事
- (8) 賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅のリフォーム工事
- (9) 事務所、店舗その他居住以外を目的に使用する部分のリフォーム工事
- (10) 他の制度による補助金を受けた整備箇所が当該補助金の対象となる部分と重複する工事等
- (11) その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事等

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、住宅の取得の日から2年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) り災証明書又は応急住宅の提供を受けていたことが確認できる書類

- (2) 住宅の登記事項証明書
- (3) 基準日が確認できる書類
- (4) リフォーム工事等の経費の支払いが確認できる書類
- (5) リフォーム工事等の内容の明細が確認できる書類
- (6) リフォーム工事等の施工前及び施工後の写真
- (7) 申請者及びその世帯員に市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 世帯全員の住民票
- (9) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (10) 氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内において、交付及び額の確定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた者及びその世帯員のすべてが、基準日から10年以内に転出又は転居したとき。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条に定

める事項については、引き続き効力を有するものとする。